

令和6年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和6年3月25日（月）午後3時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和6年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和6年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 議案第5号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第6号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について
- 日程第8 議案第9号 瑞穂市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について
- 日程第9 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第10 議案第11号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について
- 日程第11 議案第12号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第12 議案第13号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第13 教育長の報告
- 日程第14 その他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 井 上 克 彦

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 郷 通 芳

学校教育課総括主幹 石 野 陽 子

学校教育課主幹 松 野 英 泰

幼児教育課長 野 口 智 子

幼児教育課主幹 庄 司 洋

生涯学習課長 野 田 秀 樹

生涯学習課総括主幹 伊 藤 貴 範

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 野 津 浩 行

○傍聴者

1 名

開会及び開議の宣告

- 教育長** ただ今より、令和 6 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
次第に沿って進めます。
-

日程第 1 令和 6 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長** 日程第 1 令和 6 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようですので、令和 6 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 2 令和 6 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

- 教育長** 日程第 2 令和 6 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようですので、令和 6 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 3 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 日程第 3 本日の会議録署名委員の指名についてです。

今回は、伊藤委員よろしくお願い致します。

日程第 4 議案第 5 号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

- 教育長** 日程第 4 議案第 5 号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○給食センター課長 日程第4 議案第5号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、令和6年度より給食費を改定するため、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

2段階での改定となりまして、まず4月1日から教職員分を改定します。小学校職員分が月額400円引き上げて4,420円、中学校職員分が月額470円引き上げて5,210円、幼稚園職員分が月額370円引き上げて月額4,080円となります。

また、保育所給食費については、これまで内規にて取り扱っておりましたが、本規則に明記することとし、職員分の主食分が月額90円引き上げて1,010円、副食分が日額13円引き上げて150円となります。

児童生徒及び園児分については、半年間の周知期間を経たのち10月1日から改定し、教職員と同額となります。

引き上げの理由は次の3点で、1点目は給食材料費の高騰です。令和5年12月時点の支出額は令和3年に比べて9.9%上昇しています。2点目は消費者物価指数の上昇です。令和5年の食料品の全国平均は令和2年に比べて12.9%上昇しています。3点目はパン、ソフト麺、牛乳価格の上昇です。一律10%以上の値上げとなっています。

以上の点を踏まえ、給食センター運営協議会での審議、市PTA連合会役員への説明を経て、令和6年度より給食費を10%引き上げることとするものです。

○教育長 このことについての新聞報道を受け、先日、給食費の値上げの中止及び給食費の無償化を求める要望活動がありましたので、補足で情報提供させていただきます。

○給食センター課長 そのほかの改正として、給食費の減額について規定している第5条に、第4号として「前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。」を新たに追加します。

○教育長 質問等はございますでしょうか。

○大平委員 物価が10%以上上がっているようですが、10%の値上げでこれまでの給食の質を確保できますか。

○給食センター課長 主食以外の副食部分で調整できると考えております。

○伊藤委員 給食費値上げの理由が、単に物価が高騰したからではなく、これまでも給食の質を維持するように努力してきたが値上げせざるを得ないからということであれば理解が得られやすいと思いますが、いかがですか。

○給食センター課長 この2年間は、産地を選んで安価に購入できるよう努力してきましたが、牛乳やパン、麺等の価格が10%以上上昇していることで調整が難しく、今回の値上げとなりました。

○加木屋委員 瑞穂市は非常に質の高い給食を提供していると思いますので、この質を維持するためには、値上げはやむを得ないと思います。

市PTA連合会役員への説明の話がありましたが、どのような意見があったのか教えてください。

○給食センター課長 私から説明をさせていただきました。給食センター運営協議会の委員でもある連合会長からも説明をいただき、反対意見はございませんでした。

○大平委員 給食費の減額規定の追加について、家庭の経済的な状況に鑑みて減額することも含まれるのでしょうか。

○事務局長 いつ経済的困窮に陥るかわからない状況ですので、本当に困っている家庭に対しては「特に必要と認めるとき」として対応したいと思います。

○教育長 10%の引き上げについて、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

○大平委員 給食の質の低下は絶対にあってはならないと思いますし、10%の値上げもやむを得ないと思います。

無償化について、市はどのように考えていますか。

○事務局長 給食材料費は年間3億円を超えていますので、給食費を無償化して恒久的にこれを確保することは非常に難しいと考えます。無償化ではなく、他の子育て施策に使うべきではないかという気もしております。

無償化については国で検討されていますが、どうなるのかまだわかりません。

○森下委員 10%の値上げについては賛成です。極端に言うと、物価に連動して給食費が自動的に決まるような仕組みでも構わないと思います。

○加木屋委員 先ほど、他の子育て施策に使うべきではないかという話がありましたが、予算の中である程度動かすことは可能なのですか。

○事務局長 予算は財政部局から配分されますので、その中で優先順位をつけて事業を実施することになります。

○伊藤委員 給食費を無償化している自治体は、少子化対策の一つの方法として考えていると思いますが、無償化しなくても瑞穂市を選んでもらえるような十分な施策を用意しているということであればそれで納得できると思います。

○教育長 その他、質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第4 議案第5号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第5 議案第6号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する要綱について

○教育長 日程第5 議案第6号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する要綱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○給食センター課長 日程第5 議案第6号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、令和6年度より給食費を改定するため、瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正するもの。

議案第5号の規則改正により給食費の額を変更することに伴い、減額する際の給食1食に相当する額を同様に改正するものです。

○教育長 質問等はございますでしょうか。

○森下委員 減額する際は、ひと月分全額ではなくて、必要に応じた日数分を日額で減額するということがよろしいですか。

○給食センター課長 その通りです。

○教育長 その他、質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第5 議案第6号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する要綱について、可決することとします。

日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 議案第7号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、令和6年度より給食費を改定するため、瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正するもの。

議案第5号の規則改正により給食費の額を変更することに伴い、本規則にも定めがある保育所の3歳以上児の給食費主食代について合わせて改正するものです。また、副食代については現在月額4,500円、午後5時を超える場合は月額5,500円ですが、給食費の10%値上げに合わせてそれぞれ月額4,950円、月額6,050円に変更するものです。

○**教育長** 質問等はございますでしょうか。

○**大平委員** 確認ですが、午後5時を超える場合は食事を出しているのですか。

○**幼児教育課長** おやつを出しています。

○**教育長** その他、質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第6 議案第7号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○**教育長** 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第7 議案第8号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第7号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定によるもの。

<非公開>

○**教育長** 日程第7 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、可決することとします。

日程第 8 議案第 9 号 瑞穂市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について

○教育長 日程第 8 議案第 9 号 瑞穂市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 8 議案第 9 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定に伴い、瑞穂市教育委員会条例施行規則の制定を行うもの。

行政手続のうち、法令に基づく手続については国の法律の規定により既にオンライン化することが可能となっておりますが、条例等に基づく手続については国の法律は適用されないため、これらの手続をオンライン化するには条例等において必要な規定を整備する必要があります。市長部局において条例等が制定されたので、同じ取り扱いをするという内容の規則を制定するものです。

○教育長 質問等はございますでしょうか。

○大平委員 どこまでの手続がオンライン化されるのでしょうか。

○教育総務課長 いますぐに全ての手続がオンライン化できるものではありませんので、順次オンライン化できるよう進めていくために制定するものです。

○教育長 その他、質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第 8 議案第 9 号 瑞穂市教育委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について、可決することとします。

日程第 9 議案第 10 号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○教育長 日程第 9 議案第 10 号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第 9 議案第 10 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、学校保健安全法第 23 条第 2 項の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

○教育長 質問等はございますでしょうか。

○森下委員 2つの学校を兼務される方がいますが、問題はありませんか。

○学校教育課長 問題ありません。

○教育長 その他、質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第9 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、可決することとします。

日程第10 議案第11号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

○教育長 日程第10 議案第11号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第10 議案第11号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市青少年育成推進員設置規則第3条の規定により、青少年育成推進員を委嘱するもの。

○教育長 質問等はございますでしょうか。

ないようなので、日程第10 議案第11号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、可決することとします。

日程第11 議案第12号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 日程第11 議案第12号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第11 議案第12号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、スポーツ推進委員を委嘱するもの。

○教育長 質問等はございますでしょうか。

ないようなので、日程第11 議案第12号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、可決することとします。

**日程第 1 2 議案第 1 3 号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する
要綱の一部を改正する要綱について**

○**教育長** 日程第 1 2 議案第 1 3 号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の一部を改正する要綱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 1 2 議案第 1 3 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。提案理由、瑞穂市立中学校における休日部活動の地域移行に伴い、瑞穂市地域クラブ活動として各種大会等へ選手を派遣するバスを借り上げるため、要綱の改正を行うもの。

○**教育長** 質問等はございますでしょうか。

○**大平委員** 別記様式の申請書にある「所属」には何を書く想定でしょうか。

○**生涯学習課長** 地域クラブ活動であれば保護者会の名称を、中学校部活動であればこれまで通り校長名を書いています。

○**大平委員** 中学校部活動の場合は、これまでの申請書をそのまま使いますか。

○**生涯学習課長** 申請書の様式は全部改正となりますので、中学校部活動も新しい様式を使用するよう指導します。

○**大平委員** 運転手はどうされるのか参考までに教えてください。

○**生涯学習課長** 運転手付きで借り上げることになります。

○**森下委員** 単に「所属」だけでは記載に迷う気がします。

○**生涯学習課長** 申請の際は来課していただきますので、その際にお話をさせていただきますながら記載していただきたいと思えます。

○**加木屋委員** 保険はどのようになっていますか。

○**生涯学習課長** バスの保険で対応します。活動に対する保険は別途加入します。

○**森下委員** 日帰りの想定ですか。

○**生涯学習課長** 基本的には日帰りを想定しています。

○**教育長** その他、質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第 1 2 議案第 1 3 号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の一部を改正する要綱について、可決することとします。

日程第 1 3 教育長の報告

○教育長 日程第 1 3 教育長の報告です。

3 点お話しします。

1 点目は、卒業式の様子についてです。式に出席して成長した子どもの姿を見ると、仕事のやりがいが一番感じる日であることを改めて思いました。コロナ禍ではできなかった合唱や呼びかけの姿にも感動しました。

2 点目は、瑞穂大学についてです。3 月 1 4 日に閉講式がありましたが、令和 5 年度は延べ 3 千名を超える方に受講していただきました。令和 6 年度は更なる充実を図りたいと思います。

3 点目は、3 月 1 7 日の青少年育成市民会議第 2 回市民の集いについてです。少年リーダーの表彰や本田小、巢南中によるいじめ未然防止の取り組みについての発表がありました。この会議についてもより充実したものになるよう進めていきたいと考えております。

日程第 1 4 その他

○教育長 日程第 1 4 その他です。

事務局長。

○事務局長 3 月議会の報告です。上程した議案はすべて可決されました。

一般質問については、6 議員の質問に答弁しました。そのうち 3 議員は給食費の 1 0 % 値上げに関するものでした。そのほか、環境に関する質問には、環境負荷軽減の観点から、予算の範囲内でオーガニック食材を学校給食に取り入れていきたいと答弁しました。また、巢南公民館の空調機の不具合についての質問には、建物を統廃合する方針に基づき現状の空調機を維持していきたいと答弁しました。最後に、うすずみ研修センターの今後についての質問には、本巢市と情報連携を図りながら採算性を見極めながら判断したいと答弁しました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 < 異動のあいさつ >

○教育長 給食センター課長。

○給食センター課長 特にございませぬ。

○教育長 学校教育課長。

○**学校教育課長** <卒業式出席へのお礼、教職員の異動発表の日程について連絡>

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** <卒園式出席へのお礼>

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** <開催イベント（文化講演会、瑞穂大学閉校式、青少年育成市民会議第2回市民の集い）の報告>

令和6年度は、地域クラブ活動への移行、国民文化祭がありますので、引き続きご意見をいただきますようお願いいたします。

○**教育長** それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

まず、第2回臨時会は、令和6年4月1日（月）午後2時30分から、3-2会議室で開催します。午後3時から学校教職員着任式があります。

第4回定例会は、令和6年4月23日（火）午後2時から、同じく3-2会議室で開催します。

第5回定例会は、5月28日（火）午後1時30分から始めさせていただきます。

よろしく申し上げます。

閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時29分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月25日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

行 藤 清美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。